

太陽光発電システム設置補助制度のお知らせ

町では、地球温暖化対策の観点から環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進するため、太陽光発電システムを導入する方に対して、設置費用の一部を補助金として助成します。

1 補助対象となる太陽光発電システム

- ・住宅の屋根等への設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換し低圧または高圧の配電線と逆潮流有で連系するシステムで、電力事業者と電力需要契約を締結するもの
- ・未使用のもの(中古品は対象外)

2 補助対象となる方

- ・自ら居住するまたは居住しようとする町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、町内の事業所等に太陽光発電システムを設置する事業者
- ・町税を滞納していない方(申請者と生計を一にする方を含みます)
- ・以前、同一の種類の機器に対する町の補助金その他これに類するものの交付を受けていない方

3 補助金の額

- ・1kWあたり20,000円(個人は最大4kW80,000円、事業所は最大5kW 100,000円まで、端数については千円未満切り捨てます。)

※平成23年度の1kWあたり35,000円から変更となっています。

※別途、国等の支援制度がございますので、お問い合わせください。

4 募集期間、募集件数

■募集期間

- ・4月2日から12月28日まで
- ・補助金申請は先着順となります。予算の範囲内での受け付けとなりますので、予定額に達した場合は、受け付けを終了します。

■募集件数 26件

5 注意事項

- ・補助金交付決定後に太陽光発電システム設置工事に着手していただきます。(申請日には、工事未着工であることが条件です。)
- ・平成25年3月10日までに実績報告書を提出していただきます。(平成25年3月10日までに事業を終了することが条件です。)
- ・すでに太陽光発電システムを設置した方は、補助金の交付対象とはなりません。

お問い合わせ・申請先

企画商工課 ☎72-6938 FAX 71-1037



あ と が き

4月になっても雪の降る日があり、春はまだ遠く感じられます。

昨年3月号のあとがきでも書いたように、2月1日からの最高気温の積算が600℃を超えると桜が咲くと言われていたようですが、4月3日現在の積算温度は366℃(昨年同日は416℃)。

桜の花に会える日が待ち遠しいですね。早く暖かい日々が続きますように…。(か)

編集と発行／小野町役場 企画商工課

福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92

TEL 0247-72-2111(代) FAX 0247-72-3121

ホームページ <http://www.town.ono.fukushima.jp>

メール info@town.ono.fukushima.jp

※記事については、常用漢字・人名用漢字で記載しています。

広報
おのまち
2012年4月号No.590



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証された適切に管理された森からの木材を含んだ用紙で印刷されています。